

## 申請手続きの流れ

|    |   |
|----|---|
| 1  | <b>事前相談</b><br>・スケジュールや投資規模などご説明頂きます。<br>・豊橋市から細かい要件や手続きの流れについて説明いたします。 |
| 2  | <b>工事着手</b>   |
| 3  | <b>工事完了</b>   |
| 4  | <b>操業開始</b>   |
| 5  | <b>税の納付</b><br>・当該施設にかかる固定資産税、都市計画税、事業所税を納付して下さい。                       |
| 6  | <b>指定申請</b><br>・『奨励金指定申請書』を提出して下さい。<br>・申請期限は奨励金の種類によって異なります。           |
| 7  | <b>現地調査</b><br>・対象となる家屋や償却資産等を確認いたします。                                  |
| 8  | <b>交付申請</b><br>・『奨励金交付申請書』を提出して下さい。                                     |
| 9  | <b>請求書の提出</b><br>・『奨励金交付決定通知書』に基づき『請求書』を提出して下さい。                        |
| 10 | <b>奨励金の受領</b><br>・『請求書』の提出後、奨励金を交付いたします。                                |

## 指定申請について

申請された書類に基づき内容を確認した後、豊橋市が奨励措置の対象施設として指定します。

### 【申請に必要なもの】

- ・奨励金指定申請書（様式）
- ・企業の概要書（様式）
- ・法人の登記事項証明書
- ・定款または規約
- ・固定資産価格証明書
- ・不動産の登記事項証明書
- ・償却資産申告書の写し
- ・雇用年月日のわかる名簿、住民票謄本（写し）  
（雇用促進奨励金の場合）
- ・環境施設の設置関係書類  
（環境推進奨励金の場合）

### 【申請期限】

- ・立地奨励金  
→最初に固定資産税を課された年の6月30日まで
- ・事業促進奨励金  
→事業所税の申告日から30日以内
- ・雇用促進奨励金  
→雇用基準日（操業日から1年後）から30日以内
- ・環境推進奨励金  
→立地奨励金の指定を受けた日から30日以内

## 交付申請について

指定事業者は、奨励金を受領するため交付年度ごとに交付申請が必要です。申請に必要な書類などは別途ご案内いたします。

工場の新增設や移転をご検討の際は  
お早めにご相談下さい。

## 【用語の解説】

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 立地       | 工場、倉庫、本社機能施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること<br>※増設については、床面積を増加させること   |
| (2) 本社機能施設   | 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づき整備される事務所、研究所、研修所等  |
| (3) 研究開発施設   | 営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所   |
| (4) 産業業務施設   | 営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所  |
| (5) 工場適地     | 工場立地法第3条に規定される工場立地調査簿に記載された地域  |
| (6) 業務拠点地区   | 豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）   |
| (7) 地方活力向上地域 | 地域再生計画（産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業）に記載された地域（業務拠点地区、工業地域、工業専用地域、又は工場適地と重複する地域を除く）   |
| (8) 新規雇用者    | 操業に伴い常時雇用される従業員として用地を取得・借受した日（増設の場合は確認済証の交付日）から操業開始後1年を経過した日の前日までに雇用した者（本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る）                         |
| (9) 転勤者      | ・本社機能施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者<br>・操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始後1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者 |
| (10) 転入児童    | 操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転勤者と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子                           |

## その他支援

愛知県による支援



三河港利用に係る支援



オフィス設置に係る支援



## 工場立地法による緑地面積率等の緩和

| 区 域                               | 環境施設面積率（うち緑地面積率）        | 重複緑地算入率 |
|-----------------------------------|-------------------------|---------|
| 豊橋市土地開発公社用地<br>愛知県企業庁用地<br>工業専用地域 | 10%以上<br>（うち緑地面積率5%以上）  | 50%以内   |
| その他の区域（工業地域、準工業地域、市街化調整区域）        | 25%以上<br>（うち緑地面積率20%以上） | 25%以内   |